

6 救急医療体制

(1) 現状

ア 救急医療提供体制

- 根室圏域では、各自治体病院・診療所が救急病院等の告示を受けた救急医療機関としての責務を担っており、救急搬送人員は、令和2年と令和5年の比較で、2,597人から2,966人と、この3年間で369人（約14.2%）増加しています。
- 二次救急医療体制は、病院群輪番制参加病院である市立根室病院及び町立中標津病院が対応していますが、医療機関が少ないことから初期救急医療にも対応しています。
- しかし、管内の面積が広大であることや、医師等の医療従事者の不足などにより、救急医療の連携体制を構築することが年々難しい状況にあります。

○初期救急医療（主に軽度の救急患者に対する外来診療）	
<根室市> 土・日曜日及び祝祭日は市立根室病院が対応しています。また、日曜は根室市外三郡医師会が在宅当番医師制による対応もしています。	
<北部4町> 土・日曜日及び祝祭日・夜間は各自治体病院・診療所（町立別海病院、町立中標津病院、標津町国民健康保険標津病院、知床らうす国民健康保険診療所）が対応しています。	
○第2次救急医療（入院治療を必要とする重症救急患者に対する診療）	
市立根室病院及び町立中標津病院が病院群輪番制参加病院として、また、町立別海病院、標津町国民健康保険標津病院、知床らうす国民健康保険診療所が救急告示医療機関として、それぞれ24時間365日体制を確保していますが、呼吸器、循環器、脳疾患等の高度・専門医療が必要な救急患者に対する対応は、地域に専門医がいないことから、専門医師がいる釧路市内の医療機関に依存している状況です。	
○第3次救急医療	
心筋梗塞、脳卒中、交通事故等による多発外傷などの重篤救急患者の救命医療を担う三次救急は、地域に救命救急センターがないことから、釧路市内にある市立釧路総合病院救命救急センターや高度専門医療機関へ搬送しています。	

イ 救急搬送体制

- 救急搬送は、救急自動車による搬送が中心となっており、根室圏域には、高規格救急自動車*14台、普通救急自動車2台（予備車含む。）の救急車両が配置されています。
- 根室圏域では、救急自動車による収容所要時間が1時間以上の救急患者の割合は、20.5%（令和3年）となっており、全道平均12.8%（令和3年）を大幅に上回り、平均収容所要時間は、約44.8分（令和3年）で全道平均41.9分（令和3年）より約2.9分長くなっています。
- 平成21年10月に道東ドクターヘリが導入され、救急現場出動や施設間搬送などで活躍しており、令和5年度の出動件数は192件、そのうち根室圏域への出動は100件（約52.1%）となっています。
- また、軽症者が二次救急医療を担う病院に夜間受診する傾向にあり、二次救急医療を担う病院勤務医の負担が増大しています。

＊ 1 ＜高規格救急自動車とは＞

救急救命士が車内で迅速に救命処置ができ、なおかつ医療器具などを無理なく搭載できる救急車であり、細かく法令で定められている条件の全てをクリアし、総務省消防庁の認定を受けたもの。

【道東ドクターヘリ運航実績(令和5年度)】

振興局	市 町 村	計	救急現場出勤	緊急外来搬送	施設間搬送
根 室	根 室 市	32	4	3	25
	中 標 津 町	31	2	9	20
	標 津 町	9	2	4	3
	別 海 町	22	5	8	9
	羅 臼 町	6	0	0	6
小 計		100	13	24	63
釧路		80	72	4	4
その他		12	9	3	0
合 計		192	94	31	67

＊道東ドクターヘリ運行実績報告書（道東ドクターヘリ運航委員会まとめ）

【収容所要時間別搬送人員調(令和3年)】

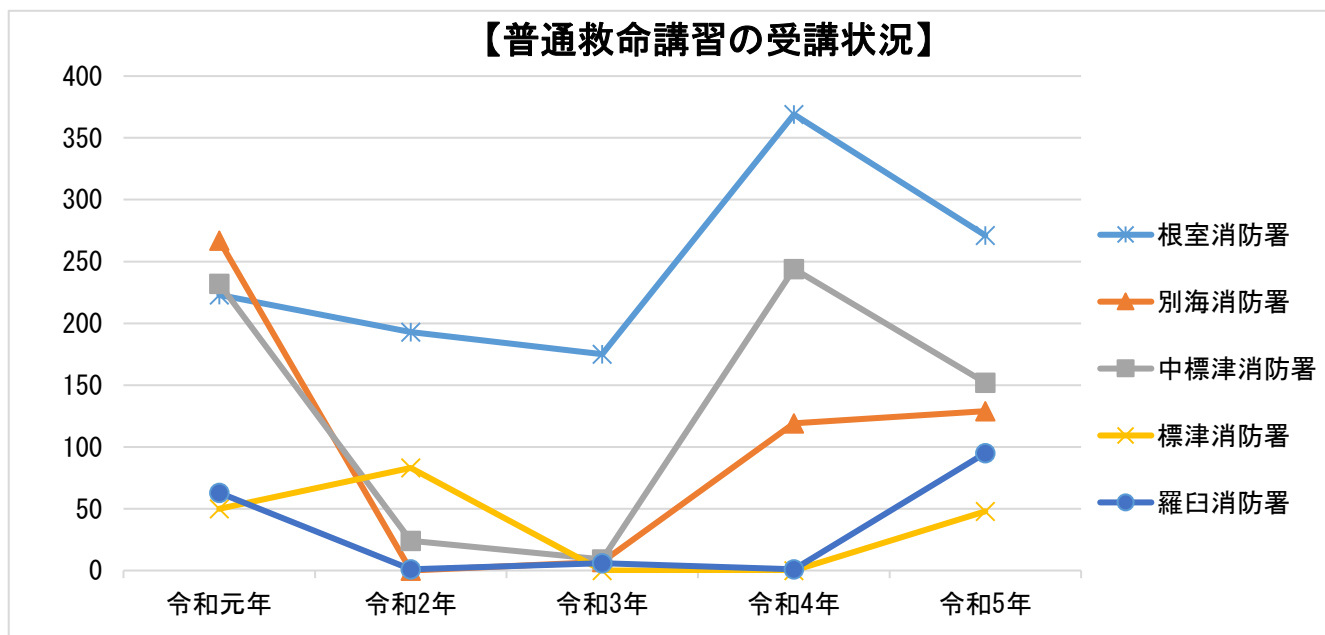
(人)

	収容所要時間 事故種別	10分未満		10分以上 20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 60分未満		60分以上 120分未満		120分以上		計	
		うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外
根室市	急病	0	0	70	0	478	0	183	0	24	0	0	0	755	0
	交通事故	0	0	2	0	8	0	10	0	1	0	0	0	21	0
	一般負傷	0	0	12	0	88	0	41	0	7	0	0	0	148	0
	上記以外	0	0	8	0	25	0	26	16	20	17	65	65	144	98
	合計	0	0	92	0	599	0	260	16	52	17	65	65	1068	98
北部4町	急病	0	0	86	0	424	0	384	20	57	10	3	2	954	32
	交通事故	0	0	1	0	17	0	33	1	10	2	0	0	61	3
	一般負傷	0	0	20	0	67	0	86	0	17	0	0	0	190	0
	上記以外	0	0	7	2	34	4	58	13	318	295	36	36	453	350
	合計	0	0	114	2	542	4	561	34	402	307	39	38	1658	385

＊根室振興局調べ（令和6年4月）

ウ 住民への情報提供や普及啓発（AEDの配備等）

- 根室圏域のAED（自動体外式除細動器・Automated External Defibrillator）の設置台数は、令和6年4月現在で216台となっており、現在も配備が進められています。
- また、消防による普通救命講習の受講者は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少している年もありますが、ここ10年間で延べ9,000人を超え、地域における応急措置体制の整備が図られています。



* 根室振興局調べ（令和 6 年 4 月）

（２）課題

ア 初期救急医療体制の整備と充実

- 根室市では、日曜日は根室市外三郡医師会による在宅当番医制を行っていますが、平日の夜間は、医師不足等により自治体病院での初期救急患者の受入れが難しくなっています。
- 地域において十分な医療資源の確保が難しいことから、現状を維持、継続することが最低限必要となっています。

イ 二次・三次の救急医療体制の整備と充実

- 二次救急医療体制は、市立根室病院、町立中標津病院が病院群輪番医制参加病院となっており、他町の自治体病院等も対応をしています。
- 三次救急医療体制は、根室圏域には三次救急を担える高度な医療設備等を完備した病院がないことから、救命救急センターである市立釧路総合病院を中心とした三次医療圏での体制整備を図る必要があります。

ウ 救急搬送体制の充実

- 三次救急医療を要する場合の釧路市までの搬送時間は、救急自動車では根室市から約 2 時間、羅臼町から約 3 時間要することから、道東ドクターヘリの安定的な運航体制の構築、高規格道路の整備が求められています。
- メディカルコントロールに基づく病院前救護体制*2の一層の充実が求められます。

エ 住民への情報提供や普及啓発（AEDの配備等）

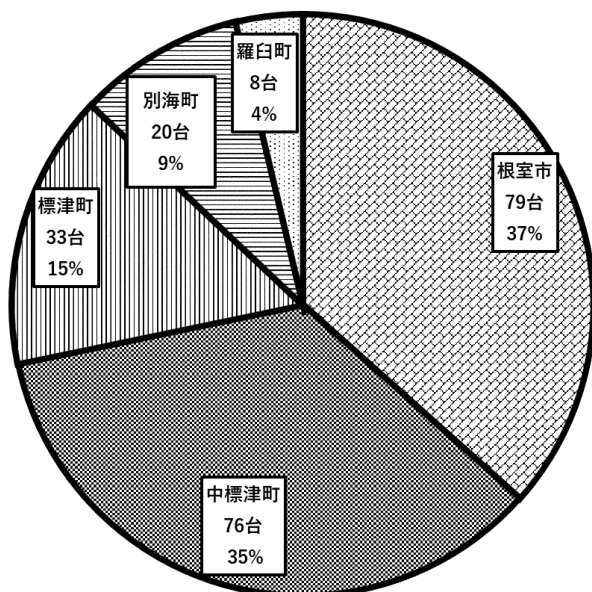
- AEDは、心室細動等による心停止者に対し救命率をあげるために重要であるため、不特定多数の人が集まる場所への整備促進及び定期的な点検が重要です。
- また、救急医療に関する知識を広く住民に提供するため、引き続き、北海道救急医療・広域災害情報システムの周知やAEDの使用方法を含む救急法等講習会の開催が必要です。

- 高齢化が一層進むことから、入院、退院あるいは転院時におけるかかりつけ医等の医療機関や介護保険施設などとの連携強化が必要です。

*** 2 <メディカルコントロールに基づく病院前救護体制とは>**

傷病者の救命率の向上や合併症の発生率の低下等の予後の向上を目的に、救急現場から医療機関に搬送されるまでの間に、医師の指示または指導・助言等の下に救命救急士等が気管挿管等の医行為を実施すること。

【AED設置台数】



* 根室振興局調べ（令和6年4月）

【北海道救急医療・広域災害情報システムによる情報提供】

ホームページアドレス (パソコン・スマートフォン等から)	https://www.qq.pref.hokkaido.jp/qq/qq01.asp
情報案内センター電話番号等	フリーダイヤル 0120-20-8699
	携帯電話等から 011-221-8699

(3) 必要な医療機能

ア 初期から三次に至る救急医療体制の維持及び充実

- 現状の体制を維持しつつ、重症度・緊急度に応じた医療が提供されるよう、初期から三次救急医療に至る体系的な医療提供体制の充実を図ります。
- 急性期を脱した患者を地域で受け入れられるよう、救急医療機関、かかりつけ医、介護保険施設、精神科救急等、関係機関の連携を図ります。

イ 救急搬送体制の充実

- 救急自動車等による陸路搬送のほか、道東ドクターヘリ等による搬送も活用したより迅速な救急搬送体制の整備及び安定的な運航を継続するための設備の充実を図ります。
- メディカルコントロールに基づく病院前救護体制の充実を図ります。

(4) 数値目標等

項 目	現 状	令和11年度までの対応
普通救命講習の受講状況 受講人数	令和5年 1,306人	受講者の増加
AEDの配置及び定期点検 AEDの配置	令和5年末 216台	配置したAEDの定期的な点検の実施
救急救命士の配置状況 根室市消防本部 根室北部消防事務組合	令和5年末 18人 64人	現状維持

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策

ア 初期救急医療体制の充実

- 医師会等の関係団体と連携し、現在の体制を維持します。

イ 二次・三次救急医療体制の充実

- 重症患者の救急医療を 24 時間 365 日体制で確保するため、現在の病院群輪番制を維持します。
- 医療機能の明確化及び役割分担の適正化のため、医療機関・消防機関等の関係機関との連携、並びに釧路圏域の医療機関との連携を一層推進します。

ウ 救急搬送体制の充実

- 道東ドクターヘリのより効果的な運航を図るため関係機関との連携やメディカルコントロールに基づく病院前救護体制の充実を図ります。

エ 住民への情報提供や普及啓発

- 北海道救急医療・広域災害情報システムの情報提供や救急法等講習会を開催するなど、普及啓発に努めます。
- 医師会や消防機関などと連携し、救急医療機関や救急車の適切な利用に関する普及啓発に努めます。
- 救急医療機関、かかりつけ医、介護保険施設、精神科救急等、関係機関の連携を図ります。

(6) 医療機関等の具体的名称

ア 初期救急医療機関・二次救急医療機関

令和5年10月1日現在

第三次医療圏	第二次医療圏	初期救急医療機関			二次救急医療機関（16施設） （内 釧路 11） （内 根室 5）
		市町名	在宅当番医制 （2医師会）	休日夜間急患センター （1施設）	
釧路 ・ 根室	釧路	釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町	釧路市医師会	釧路市夜間急 病センター	社会医療法人孝仁会釧路孝仁会リハビリテーション病院 総合病院釧路赤十字病院 独立行政法人労働者健康安全機構釧路労災病院 道東勤医協釧路協立病院 社会医療法人孝仁会釧路孝仁会記念病院 市立釧路総合病院 医療法人社団三慈会釧路三慈会病院 医療法人東北海道病院 町立厚岸病院 標茶町立病院 J A 北海道厚生連摩周厚生病院
	根室	根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町	根室市外 三郡医師会		市立根室病院 町立別海病院 町立中標津病院 標津町国民健康保険標津病院 知床らうす国民健康保険診療所

イ 三次救急医療機関

【救命救急センター（1施設）】

令和5年10月1日現在

第三次医療圏	第二次医療圏	病院名	救命救急センター運営病床数	指定年月日
釧路・根室	釧路	市立釧路総合病院 （ドクターヘリ基地病院）	41床	昭和57年10月1日

* 救急医療に係る各医療機関名簿は、北海道医療計画別表 10～12 により随時更新

(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

- 夜間や休日等に急に歯科疾患が発症した場合に対応するため、釧路歯科医師会等と連携し、地域の実情にあった歯科医療体制の確保に努めます。

(8) 薬局の役割

- 休日の処方せん受入体制については、主に当番医療機関の近隣薬局での対応が行われていることから、今後とも、地域の実情にあわせて、市販薬を含めた医薬品等の供給体制の充実に努めます。
- 救急患者が受診する際、通常服用している医薬品の情報が重要となっていることから、引き続き住民に対し、お薬手帳の携帯について普及啓発します。

(9) 訪問看護事業所の役割

- 救命救急医療機関等から退院する患者に対して、救急医療機関及び主治医との連携の下、治療の継続を支援します。
- 在宅療養者の急変時に適切に対応できるよう、緊急時の連絡体制等について、本人・家族、主治医、介護関係者、救急隊員等との情報共有、連携に努めます。

参考【道としての取組イメージ図】

救 急 医 療 連 携 体 制

(令5年4月現在)

